

ご契約者様用Q&A(10月15日13:00更新)

※Q&Aにつきましては、随時追加更新いたします。

1 保険契約のお取り扱いについて

No	質問	回答
1	私の保険契約は解約されてしまうのですか。	いいえ。保険契約は継続されます。保険料もこれまでどおりお支払いください。保険料をお支払いいただけない場合には、保険契約が失効してしまうことがありますので、ご注意ください。
2	私の方から保険契約を解約できますか。	現在、解約の手続きは裁判所により禁止されています。過去の事例では更生計画認可までの解約の手続きが裁判所により禁止されています。また、更生計画認可後の解約については、更生計画の定めに従うことになります。
3	今後も保険料は支払わなければならないのですか。保険金は減額される可能性があるのに、保険料は満額支払う必要があるのですか。	保険契約は継続されますので、保険料もこれまでどおりお支払いください。保険料をお支払いいただけない場合には、保険契約が失効してしまうことがありますので、ご注意ください。なお、今後、支払われた保険料から積み立てられる責任準備金が減額されることはありませんので、ご安心ください。
4	保険契約の種類の変更、名義人の変更、保険期間の変更などの各種変更手続きはできますか。	会社更生手続中の保険契約の変更は、裁判所により禁止されています。ただし、住所変更など、契約の変更とならない一部の手続きは可能ですので、各支店営業所もしくはコールセンターにお問い合わせください。
5	会社更生手続中の保険契約に関する業務の取扱いについて、詳しく教えてください。	保険契約・特約の解約・変更、転換、契約者貸付などは、裁判所により禁止されています。ただし、保険契約自体は継続いたしますので、保険料はこれまでどおりお支払いください。
6	新規の保険契約は締結できるのですか。	いいえ。更生計画認可までは、当社は新規の保険契約を締結することができません。
7	私の保険契約の条件はどのように変更されますか。	今後、更生計画案の中で保険契約の契約条件が変更される場合があります。変更の有無、程度等については、会社の財務状況、保険の種類、スポンサーの有無などによって異なるものであり、現時点で具体的に何も決まっておられません。
8	更生計画に基づく保険契約の変更とは、具体的にはどのような変更がなされるのでしょうか。	①責任準備金の削減、及び、②保険料等の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更により、保険金額が減額される可能性があります。また、①、②の契約条件変更に加えて、保険契約を有効に継続させていくために、一定の保険契約者数を維持する必要があることから、一定期間、早期解約控除制度が設けられる可能性があります。なお、①の責任準備金の削減は、原則として、最大10%、高予定利率契約(過去5年の予定利率が3%を超えている契約)については、10%以上の削減が行われる可能性があります。
9	私の保険契約の予定利率は何パーセントですか。	平成8年4月2日以降のものは概ね3%以下です。平成8年4月1日以前のもの3%を超えています。高予定利率契約とは、過去5年の予定利率が3%を超えている契約を指します。
10	前納保険料、積立配当金についても条件変更の対象となるのでしょうか。	前納保険料、積立配当金についても更生計画による条件変更の対象となります。
11	スポンサーが見つからず再建手続がうまくいかない場合、保険契約は全て消滅してしまうのでしょうか。	スポンサーが見つからない場合でも、原則として、生命保険契約者保護機構が子会社を設立して保険契約を引き継ぐか、あるいは、保護機構自身が保険契約を引き継ぐことにより、契約の維持が図られます。ただし、この場合にも、責任準備金の削減、契約条件の変更等が行われる可能性があります。
12	銀行等を通じて保険に加入しましたが、預金と同様に保護されますか。	生命保険商品については、銀行等でご加入いただいたものであっても、預金保険制度ではなく、生命保険契約者保護制度により保護されます。よって、預金と同様の保護があるわけではありません。なお、生命保険商品(個人年金保険を含む)については、高予定利率契約を除き、原則として、更生手続申立時点の責任準備金の90%が補償されます。
13	平成20年10月9日(会社更生手続開始の申立日の前日)までに、既に保険事故が発生している場合、保険金はどうなりますか。	10月9日以前に保険事故が発生している場合、保険金は全額支払われる予定です。準備ができ次第、支払手続を進めさせていただきます。

14	平成20年10月9日まで、既に保険期間が終了している場合、または保険契約が解約されている場合、配当金や解約返戻金はどのようになりますか。	すでに保険期間が終了し、または保険契約が解約されている場合、配当金や解約返戻金は全額支払われる予定です。 準備ができ次第、支払手続を進めさせていただきます。
15	平成20年10月10日以後、更生計画認可前に保険事故が発生した場合、保険金を受け取ることができますか。	10月10日以降更生計画認可前に保険事故が発生した場合、保険金・給付金等については、原則として、保険金額・給付金額等の90%(高予定利率契約については、90%を下回る可能性があります)まで、お支払いいたします。
16	更生計画認可後に、保険事故が発生した場合、保険金はどうなりますか。	更生計画に定めるところにより保険契約の内容が一部変更されることがあり、それに従って、保険金等が支払われることとなります。
17	当社が、他の保険会社と共同の取扱いを行なっている団体年金保険等については、どのような影響がありますか。	当社の引受割合(シェア)分について、責任準備金の削減や契約条件変更の対象となります。当社以外の保険会社に係る給付金等については、原則として影響がありません。

## 2 保険契約者の参加手続に関する事項について

1	保険契約者は、会社更生手続上どのような立場にあるのですか。	更生特例法に基づく会社更生手続においては、保険契約者の保護が第一に考えられており、基本的に他の更生債権者に優先して保護されます。
2	債権届出はしないといけませんか。保険契約者は、更生手続にどのような形で関与できますか。	生命保険契約者保護機構が、保険契約者の利益のために保険契約者を代理して更生手続に参加し、議決権を行使することになります。そのため、個々の保険契約者の債権届出は不要です。ただし、裁判所に届け出ることにより、更生手続に自ら参加することも可能です。
3	今後の手続について、どのような連絡があるのですか。	今後の手続については、当社ウェブサイトにて随時掲載されますのでご確認ください。また、裁判所の手続の関係では、原則として生命保険契約者保護機構が保険契約者を代理して更生手続に参加することになっていますので、保護機構から保険契約者に対し、保険契約者表の縦覧や更生計画の要旨などにつき連絡が予定されています。
4	保護機構が届け出る保険契約者の一覧表(保険契約者表)を確認することはできますか。	生命保険契約者保護機構は、裁判所に提出する前に2週間以上、保険契約者がその内容の確認等ができるように、保険契約者表を縦覧に供します。縦覧窓口は、更生会社の本社内に設置される予定です。

## 3 株主からの質問への回答

1	会社更生手続上、株主はどのように会社更生手続に参加できますか。	当社が債務超過の場合には、会社更生手続において株主の権利はすべて消却されるのが一般的な取り扱いです。 当社の資産状態については、調査を継続し、最新の情報を提供していきます。
---	---------------------------------	---

## 4 旧役員の責任追及と今後の再建について

No	質問	回答
1	旧役員はそのまま会社にとどまるのでしょうか。	旧役員全員から辞表が提出されており、保全管理人によりこれを受理いたしました。
2	旧役員に対する損害賠償を請求する可能性もあるのでしょうか。	旧役員の損害賠償責任の有無については、今後、責任調査委員会を設置し、厳正に調査・検討する予定です。
3	会社の再建を支援するスポンサー又はその候補者はいるのでしょうか。	複数のスポンサー候補者との間で支援内容について交渉中ですが、現時点ではスポンサーは未確定です。
4	今後の事業はどうなるのでしょうか。	今後の事業については、更生計画において定めることとなりますが、従前の保険業務を継続する予定であり、その他の事業についても、現時点では大幅な統廃合は予定しておりません。

## 5 会社更生手続一般に関して

No	質問	回答
1	更生特例法に基づく更生手続とはどのようなものでしょうか。	裁判所の監督の下で、保険契約の継続を前提として会社の再建がなされる、特別な再建手続です。これまでも例えば、千代田生命、協栄生命、東京生命が同じような法的手続を取っています。
2	今後のスケジュールを教えてください。	現在、保全管理人によって会社の業務及び財産の管理がなされています。今後、保全管理人が、更生手続の開始について意見を提出し、裁判所が更生手続の開始をするか否かを決定します。この開始決定までの期間は、過去の事例によれば約10日かかります。開始決定と同時に管財人が選任され、その管財人が裁判所の監督の下で当社の再建プラン（更生計画）の策定を始めます。この更生計画の認可までの期間は、過去の事例によれば約6か月かかります。更生計画が認可された場合は、その計画に従って事業の再建を進めていくことになります。
3	生命保険会社と一般事業会社の会社更生手続で違いはありますか。	生命保険契約者保護機構が、保険契約者の利益のために更生手続に参加する点が主たる相違点です。したがって、保険契約者の方が自ら債権届出をしたり議決権を行使する必要はありません。
4	保全管理人とは何ですか。保全管理人は誰ですか。	代表取締役等に代わり当社の事業・財産を一時的に管理し、会社更生手続を開始すべきでない事情がないかを調査するために裁判所から選任された者です。当社の保全管理人は、弁護士の瀬戸英雄です。
5	(更生)管財人とは何ですか。	裁判所が更生手続を開始することを決定した場合、同時に裁判所により選任される者です。裁判所の監督の下、管財人が当社の事業・財産を管理し、更生計画案を作成します。
6	更生計画はどのようにして認可されるのですか。	管財人が更生計画案を作成し、それが可決された場合、裁判所が更生計画認可の決定をします。保険契約者の議決権は、原則として保護機構により行使されることになります。更生計画案が可決された後、裁判所の認可により、保険契約が更生計画に基づいて変更されることになります。